

## 第7章 ひとり親家庭への支援



### 1. 生活を支援

#### ★ 児童扶養手当 【問合せ先】 こども政策課 子育て給付係/TEL：572-7103

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

- ・対象…(1) ひとり親家庭等で児童を監護している母
- (2) ひとり親家庭等で児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父
- (3) 父又は母にかわって同居する児童を養育する者

※児童…18歳になった年の年度末までのお子さん(心身に一定の障がいがある場合は20歳未満まで)

- ・手当額…手当を申請する方本人および扶養義務者(同居の親族等)の所得額と、対象となる児童の数によって決まります。

(令和7年4月～)

| 児童数         | 全部支給                | 一部支給                                |
|-------------|---------------------|-------------------------------------|
| 児童 1人       | 月額 46,690 円         | 月額 46,680 円 ～ 11,010 円              |
| 児童 2人以上の加算額 | 2人目以降1人につき 11,030 円 | 2人目以降1人につき<br>月額 11,020 円 ～ 5,520 円 |

- ・申請手続…こども政策課 子育て給付係 または 各支所

#### ★ JR 通勤定期乗車券の割引 【問合せ先】 こども政策課 子育て給付係/TEL：572-7103

ひとり親家庭等が JR の通勤定期乗車券を購入する場合、割引(3割引き)を受けることができます。

- ・対象…児童扶養手当を受給されている(全部支給停止の方は除きます)本人や世帯員(扶養義務者含む)
- ・申請手続…こども政策課 子育て給付係

#### ★ ひとり親家庭医療費助成 【問合せ先】 共生社会推進課 医療助成係/TEL：525-3747

母子家庭・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。

- ・対象…ひとり親家庭の親と18歳までの児童
- ・助成要件…申請者本人と扶養義務者(同居の親族等)の所得額が、児童扶養手当一部支給の限度額を超えない方(18歳までのおさんは子ども医療費助成制度により助成します。)
- ・申請手続…共生社会推進課 医療助成係 または 各支所・出張所

#### ★ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 【問合せ先】 こども家庭課 こども家庭係/TEL：572-7106

ひとり親家庭等の経済的自立や児童の福祉向上を図るため、各種資金を無利子で貸し付けます。ただし、連帯保証人が必要です。

- ・対象…20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の児童、寡婦等
- ・種類…修学資金・就学支度資金・修業資金・住宅資金等12種類

#### ★ 保育施設利用における負担軽減 【問合せ先】 幼保企画課 幼保認定係/TEL：525-3750

ひとり親家庭等における認可保育施設の利用者負担額について、所得に応じた軽減を受けられる場合があります。条件や申請等については、お問合せください。

#### ★ 交通遺児激励金制度 【問合せ先】 生活課 安全安心・避難者支援係/TEL：525-3787

交通事故により父母又はそのいずれか一方を亡くした児童・生徒を対象に、激励金を支給します。

- ・支給要件…福島市に住所を有する交通遺児を扶養している者として認定を受けている方
- ※詳細につきましては、お問合せください。
- ・種類…福島市交通遺児激励金、福島市交通対策協議会交通遺児激励金の2種類

★ 母子生活支援施設 【問合せ先】 こども家庭課 家庭支援係/TEL：525-3780

母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある方が、経済的な理由や住居がない等の事情のため、児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、母と児童がともに入所し、自立に向けて生活をする施設です。

| 施設名     | 所在地     | 電話番号     | 条件                            | 定員(世帯) |
|---------|---------|----------|-------------------------------|--------|
| 福島敬香ハイム | 腰浜町 9-1 | 523-0856 | 福島市に居住する母子家庭で、<br>こどもが 18 歳まで | 30     |

## 2. 学びを応援

★ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 【問合せ先】 こども家庭課 こども家庭係/TEL：572-7106

ひとり親家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講した場合、受講費用の一部を支給します。事前にご相談ください。

## 3. 仕事を応援

★ 自立支援教育訓練給付金 【問合せ先】 こども家庭課 こども家庭係/TEL：572-7106

ひとり親家庭の親が、就職に有利になるよう雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用を全額助成します（上限 80 万円×修学年数）。事前にご相談ください。

★ 高等職業訓練促進給付金 【問合せ先】 こども家庭課 こども家庭係/TEL：572-7106

ひとり親家庭の親が、保育士、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のための養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を支給します。事前にご相談ください。

★ 福島県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭のよりよい就職をサポートするため、就業相談や求人情報の提供などを行う、県のひとり親家庭職業紹介機関です。

※令和 7 年度の開設機関については、令和 7 年 4 月以降、福島県児童家庭課ホームページに掲載します。

掲載 URL ( <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/boshisyuugyou.html> )